

福岡県公報

平成30年10月30日
第4039号

目次

告示(第915号-第937号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6

- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 7
- 飼料の試験結果の概要 (畜産課) …………… 8
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 8

公 告

- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) …………… 9
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) …………… 9
- 種畜証明書の交付 (畜産課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9

告 示

福岡県告示第915号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成24年3月福岡県告示第639号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
城川-1	久留米市山川町及び山本町豊田(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流
城川-2	久留米市山川町(別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第916号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第640号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
城川-1	久留米市山川町及び山本町豊田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
城川-2	久留米市山川町（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第917号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
城川-1	久留米市山川町及び山本町豊田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
城川-2	久留米市山川町（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供す

る。

福岡県告示第918号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月福岡県告示第426号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
薬師川	久留米市田主丸町地徳（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第919号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年3月福岡県告示第427号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
薬師川	久留米市田主丸町地徳（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第920号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
薬師川	久留米市田主丸町地徳（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	田主丸黒木線	前	八女市上陽町上横山4076番1先から 八女市上陽町上横山4077番1先まで	13.0 ～ 14.0	28.0
			後	八女市上陽町上横山4076番1先から 八女市上陽町上横山4077番1先まで	14.0 ～ 42.6	

福岡県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉小石原線	前	朝倉市佐田2602番2先から 朝倉市佐田2602番29先まで	12.6 ～ 14.5	16.6
			後	朝倉市佐田2602番2先から 朝倉市佐田2602番29先まで	12.6 ～ 15.4	

福岡県告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉小石原線	前	朝倉市佐田2707番1先から 朝倉市佐田2602番2先まで	4.6 ～ 12.5	218.5
			後	朝倉市佐田2707番1先から 朝倉市佐田2602番2先まで	4.6 ～ 29.3	

福岡県告示第924号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（平成30年9月福岡県告示第761号）は取り消す。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
糟屋郡久山町・北九州市（以上2市町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
糟屋郡久山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに北九州市役所及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第925号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（平成30年9月福岡県告示第760号）は取り消す。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
宗像市・糟屋郡宇美町・糟屋郡久山町（以上3市町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに宗像市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第926号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（平成30年9月福岡県告示第759号）は取り消す。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

糟屋郡久山町・糸島市・宗像市・古賀市・筑紫野市・太宰府市（以上6市町国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第927号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（平成30年9月福岡県告示第763号）は取り消す。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

糸島市・糟屋郡宇美町・糟屋郡篠栗町・太宰府市・那珂川市・福岡市・古賀市（以上7市町国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採は禁止する。

糸島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第928号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知（平成30年10月福岡県告示第853号）は取り消す。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除予定保安林の所在場所

朝倉市秋月野鳥字本谷844の76（国有林。次の図に示す部分に限る。）、844の77（国有林）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

朝倉市秋月野鳥字本谷844の76（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源^{かん}の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第929号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年1月17日農林水産省告示第50号（3、5に係るものに限る）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第930号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字篠栗字中河内1933、2005の2、2005の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中河内1933・2005の2・2005の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第931号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

久留米	県道	久留米 小郡線	前	小郡市三沢2963番1先から 小郡市津古1429番6先まで	7.0 ～ 15.3	2,809.9
			前	小郡市三沢2963番1先から 小郡市津古1429番6先まで	3.7 ～ 31.8	3,580.1
			後	小郡市三沢2963番1先から 小郡市津古1429番7先まで	7.3 ～ 29.5	2,809.9
			後	小郡市力武1146番11先から 小郡市津古521番14先まで	11.0 ～ 43.6	2,946.6

福岡県告示第932号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	塔瀬 十文字線 小郡	前	三井郡大刀洗町大字鶴木 743番1先から 小郡市下岩田2560番先まで	10.5 ～ 21.4	1,426.8
			前	三井郡大刀洗町大字鶴木 743番1先から 小郡市下岩田2560番先まで	10.4 ～ 21.4	1,437.0

			後	三井郡大刀洗町大字鶴木 743番1先から 小郡市下岩田2560番先まで	10.5 ～ 21.4	1,426.8
--	--	--	---	---	-------------------	---------

福岡県告示第933号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年10月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	塔瀬 十文字線 小郡	小郡市下岩田2603番1先から 小郡市下岩田17番6先まで

福岡県告示第934号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	杵町原 白口線	前	久留米市三潞町玉満3569番先から 久留米市三潞町玉満3560番1先まで	4.8 ～ 8.7	171.0

		後	久留米市三潁町玉満3569 番先から 久留米市三潁町玉満3560 番1先まで	7.7 ～ 10.4	171.0
--	--	---	---	------------------	-------

福岡県告示第935号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成30年9月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
門司飼料株式会社 門司工場 6290801005766 北九州市門司区小森江一丁目3番1号	同左	フィード・ワン プレミアムト ライ	平成30 年9月	栄養成分等－粗たん 白質、粗脂肪、粗繊維、 粗灰分、カルシウム、 りん、可消化養分総量	—
		フィード・ワン フェニックス 後期	平成30 年9月	栄養成分等－粗たん 白質、粗脂肪、粗繊維、 粗灰分、カルシウム、 りん、可消化養分総量	—
		フィード・ワン スーパーゴー ルド	平成30 年9月	栄養成分等－粗たん 白質、粗脂肪、粗繊維、 粗灰分、カルシウム、 りん、代謝エネルギー	—
みらい飼料株式会社 門司工場 5010601047814 北九州市門司区田野 浦海岸15番86号	同左	ITOCHU モア アップセイバー B	平成30 年9月	栄養成分等－粗たん 白質、粗脂肪、粗繊維、 粗灰分、カルシウム、 りん、可消化養分総量	—

注1 収去した飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の欄中に「㊟」と記載している。

2 試験項目の欄には、栄養成分等－粗たん白質、一般鑑定の検査項目ごとに記載

している

3 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合には、その成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合には、その内容を記載している。

福岡県告示第936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	福 岡 筑紫野 線	前	太宰府市吉松三丁目421 番6先から 太宰府市吉松三丁目383 番2先まで	22.0 ～ 30.0	154.2
			後	太宰府市吉松三丁目421 番6先から 太宰府市吉松三丁目383 番2先まで	22.0 ～ 30.0	154.2

福岡県告示第937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年10月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	福岡 筑紫野線	太宰府市吉松三丁目421番6先から 太宰府市吉松三丁目426番1先まで

公 告

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
九州河西株式会社	大分県宇佐市大字神子山新田200番地	平成30年10月16日	平成33年10月15日まで

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営高田地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成30年10月30日から 平成30年11月28日まで	みやま市役所

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があった

ので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

馬（その他）

種畜証明書 番号	名前	生年月日	産地	検査 成績	所有者 の区分	飼養者の住所 及び氏名
21840010001	ノーザンアポロ	平成15年1月23日	オーストラリア	級外	その他	糸島市 コンラッドホースファーム

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市山川町清水字下町661番2、664番、665番、667番1から667番3まで、671番1、671番2、672番、673番、674番1及び674番2並びに字河原田711番2並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
みやま市瀬高町文廣1640番地の1
株式会社セグチ総研
代表取締役 瀬口 勝一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市三橋町藤吉字長床11番2並びに字土居丸37番1、37番3から37番28まで、41番5から41番7まで、42番2、42番3、43番2及び43番3並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の各一部

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
佐賀県佐賀市本庄町大字鹿子252番地
株式会社三共土地開発
代表取締役 吉田 澄人